

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく書面)

2019年12月27日

株式会社アイケイ

2019年12月27日

名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社アイケイ
代表取締役会長兼CEO 飯田 裕

当社は、当社を吸収合併存続会社、株式会社コスカを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」という。）に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、次のとおり本合併に係る事項を記載した書面を備え置きます。

記

1. 本合併の効力発生日

2019年12月27日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続きの経過

会社法第784条の2の規定により、株式会社コスカに対して本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きの経過

株式会社コスカは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求手続きは行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続きの経過

株式会社コスカは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続きの経過

株式会社コスカは、会社法第789条第2項及び第3項の規定により2019年11月20付の官報及び個別催告により債権者に対して本合併に対する異議申述の公告等を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過

(1) 吸収合併をやめることの請求に係る手続きの経過

会社法第796条の2の規定により、当社に対して本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続きの経過

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社は反対株主の株式買取請求手続きは行っておりません。

(3) 債権者の異議手続きの経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定により、2019年11月20日付の官報及び電子公告において債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社コスカからその権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 変更登記日

当社の変更登記申請及び株式会社コスカの解散登記申請は、2020年1月7日に行う予定です。

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく書面)

2019年11月20日

株式会社コスカ

東京都中央区銀座一丁目 7 番 3 号
株式会社コスカ
代表取締役 加藤利行

株式会社アイケイによる株式会社コスカの吸収合併に係る事前開示書面

株式会社アイケイ（以下、「アイケイ」という。）及び株式会社コスカ（以下、「当社」という。）は、2019年12月27日を効力発生日とする吸収合併（以下、「本合併」という。）を行う為、2019年11月14日に吸収合併契約を締結いたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、当社本店に備え置く書類であります。

1. 吸収合併契約の内容

別紙「吸収合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はアイケイの完全子会社であるため、本合併に際して、当社は株式その他の金銭等の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の決算書類等

（1） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙のとおりです。

（2） 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日後のアイケイの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、アイケイの財務状況が悪化すると認められる事情もありません。

以上から、本合併後におけるアイケイの債務の履行の見込みはあるものと判断いたします。

以上



吸収合併契約書

株式会社アイケイ（以下「甲」という。）と株式会社コスカ（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本合併」という。）をする。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号並びに住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号 株式会社アイケイ

住所 名古屋市中村区上米野町四丁目20番地

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社コスカ

住所 東京都中央区銀座一丁目7番3号

第3条（本合併に際して交付する金銭及びその割当て）

甲は乙の発行済株式の全部を有する完全親会社であることから、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2019年12月27日とする。但し本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（合併契約承認株主総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議は経ずに本合併を行うものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の決議は経ずに本合併を行うものとする。

第6条（資本金及び準備金の額）

甲は、本合併によりその資本金の額及び準備金の額は増加しないものとする。

第7条（会社財産の引継）

乙は、2019年5月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の管理）

乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもつて各業務を遂行し、かつ、財産の管理を行う。

第9条（本契約条件の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財政状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意することにより、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（規定外事項）

本契約に規定するもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議の上、これを決定するものとする。

以上、本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2019年11月14日

甲　　名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社アイケイ
代表取締役　　飯田　裕



乙　　東京都中央区銀座一丁目7番3号
株式会社コスカ
代表取締役　　加藤利行



第38期 計算書類等

(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

株式会社アイケイ

(提供書面)

事 業 報 告

(2018年6月1日から)
(2019年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益は引き続き堅調に推移し、緩やかな回復基調が続いておりますものの、米国の通商政策の変化による貿易摩擦が深刻化し、世界経済への影響が懸念されるなど、景気の先行きについて不透明感が増してまいりました。また、個人消費は物価上昇への警戒感から十分な回復までには至りませんでした。

このような環境の下、当社グループはリーディングカンパニーの最大条件を「ファンの多さ」と定義づけ、経営理念であります「ファンつくり」の実現化を実践しております。

メーカーベンダー事業では、自社ブランドであります化粧品「L B」の国内販売はもとより海外での拡販強化を目指し、中国での化粧品販売に必要なNMPA(従来はCFDAといいます)を一部取得いたしましたほか、海外での販売拡大に向けた体制づくりに努めてまいりました。また、テレビショッピングでは新商品であります「スピードヒートベスト」、「バタフライアブスDT(バタフライアブスの進化版)」、「LOCOXシリーズ」の販売も開始するなど、自社ブランド商品の販売に注力してまいりました。

SKINFOOD事業では、「黒ざくろシリーズ」、「チェリープロッサムシリーズ」をはじめとした日本限定商品の販売に注力いたしました。また、店舗の出退店につきましては直営店3店舗を新設いたしました一方で、直営店2店舗を閉鎖いたしましたことから当連結会計年度末の店舗数は直営店21店舗(前期末20店舗)、フランチャイズ店2店舗(前期末2店舗)の合計23店舗(前期末22店舗)となりました。

ITソリューション事業では、チャットシステム「M-Talk」の売上拡大に注力いたしましたほか、主力商品であります音声通話録音システム「Voistore」の販売にも注力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高176億14百万円(前期比3.9%減)、営業利益4億31百万円(前期比51.9%減)、経常利益4億37百万円(前期比51.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益2億38百万円(前期比62.9%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。 (売上は外部顧客への売上高を記載しております)

- ・メーカー・ベンダー事業

セグメントの売上高は163億36百万円（前期比4.4%減）となり、営業利益は3億85百万円（前期比41.4%減）となりました。

- ・S K I N F O O D事業

セグメントの売上高は10億9百万円（前期比2.3%減）となり、営業利益は37百万円（前期比83.8%減）となりました。

- ・I Tソリューション事業

セグメントの売上高は2億68百万円（前期比25.4%増）となり、営業利益は3百万円（前期比27.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1億85百万円で、その主なものはテレビショッピングの映像製作、新規出店に伴う設備費用等であります。その資金は自己資金及び借入金で充当いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として11億円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2016年5月期)	第36期 (2017年5月期)	第37期 (2018年5月期)	第38期 (当連結会計年度) (2019年5月期)
売上高(千円)	13,908,187	15,273,962	18,337,358	17,614,980
経常利益(千円)	182,442	554,655	899,530	437,836
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	73,396	425,720	641,513	238,180
1株当たり当期純利益(円)	9.85	57.13	86.07	31.85
総資産(千円)	4,845,916	5,207,732	6,288,960	6,818,376
純資産(千円)	1,508,257	1,898,596	2,524,133	2,688,819
1株当たり純資産額(円)	202.39	254.76	337.58	359.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 当社は、2017年12月1日付及び2018年4月1日付でそれぞれ普通株式1株を2株に株式分割しております。これらの株式分割が第35期(2016年5月期)の期首に行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第35期 (2016年5月期)	第36期 (2017年5月期)	第37期 (2018年5月期)	第38期 (当事業年度) (2019年5月期)
売上高(千円)	11,897,033	13,271,381	14,558,643	13,252,985
経常利益(千円)	238,394	499,991	466,367	466,325
当期純利益(千円)	134,699	384,016	343,411	282,709
1株当たり当期純利益(円)	18.07	51.53	46.07	37.81
総資産(千円)	4,607,245	5,004,390	5,532,150	6,199,435
純資産(千円)	1,544,759	1,893,393	2,220,829	2,430,044
1株当たり純資産額(円)	207.28	254.06	297.02	325.00

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 当社は、2017年12月1日付及び2018年4月1日付でそれぞれ普通株式1株を2株に株式分割しております。これらの株式分割が第35期(2016年5月期)の期首に行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を計算しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社フードコスメ	45百万円	100.00%	SKINFOOD化粧品の販売
アルファコム株式会社	30百万円	100.00%	コンタクトセンターの構築等
株式会社プライムダイレクト	70百万円	100.00%	テレビショッピング等
グレーチャス株式会社	20百万円	100.00%	インターネットショッピング等

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念であります「ファンつくり」の実践を実直に積み重ねることで、お客様から必要とされる企業グループであり続けるとともに、その企業価値を一層高めていくことに注力しております。

メーカーベンダー事業では、「美しく生きる・健康に生きる・楽しく生きる」をキーワードとした自社開発商品（プライベートブランド商品）をテレビショッピングを起点としたマルチチャネル販売戦略にて推し進め、マーケティングメーカーとして確固たる地位を築いてまいります。また、化粧品の自社開発商品であります「LB」を、海外子会社及び孫会社との連携強化により中国マーケットをはじめ、海外での販売拡大を図ってまいります。

SKINFOOD事業では、引き続き再来店していただける顧客づくりを継続しつつ、店頭イベントの活性化、日本限定商品の投入などにより個店の収益力を高めてまいります。

ITソリューション事業では、基盤商品の音声通話録音システム「Voistore」の販売とともに、チャットシステム「M-Talk」の拡販が徐々に成果をあげていることから更に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年5月31日現在)

事業区分	事業内容
メーカーベンダー事業	生活協同組合等の組合員・会員へのカタログ販売及びテレビショッピング、インターネットショッピング等
S K I N F O O D 事業	「SKINFOOD」化粧品の販売及び店舗運営
I T ソリューション事業	チャットシステム、コンタクトセンターの構築等

(6) 主要な営業所 (2019年5月31日現在)

当社	本社：名古屋市中村区 本店：名古屋市中村区 東京支社：東京都中央区
(連結子会社) 株式会社ブードコスメ	本社：東京都中央区
(連結子会社) アルファコム株式会社	本社：東京都中央区
(連結子会社) 株式会社プライムダイレクト	本社：名古屋市中村区
(連結子会社) グレーチャス株式会社	本社：名古屋市中村区

(7) 使用人の状況 (2019年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
メーカーベンダー事業	128(39)名	7名増 (6名増)
S K I N F O O D 事業	100(15)名	2名減 (4名増)
I T ソリューション事業	8(1)名	— (—)
合 計	236(55)名	5名増 (10名増)

(注) 使用人數は就業員数であり、パート及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
117 (28) 名	7名増 (3名増)	32.9歳	7.2年

(注) 使用人數は就業員数であり、パート及びアルバイトは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2019年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (千円)
株 式 会 社 愛 知 銀 行	388,690
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	276,720
株 式 会 社 十 六 銀 行	195,336
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	177,396
株 式 会 社 り そ な 銀 行	170,827
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	74,980

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年5月31日現在）

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 31,065,600株 |
| ② 発行済株式の総数 | 7,808,000株 (自己株式330,900株を含む) |
| ③ 株主数 | 4,811名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 A M	1,140,000	15.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	337,000	4.50
伊 藤 忠 食 品 株 式 会 社	256,000	3.42
鬼 頭 洋 介	231,600	3.09
飯 田 裕	217,200	2.90
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (証 券 投 資 信 託 口)	158,700	2.12
ア イ ケ イ 取 引 先 持 株 会	142,800	1.90
株 式 会 社 り そ な 銀 行	128,000	1.71
あ い お い ニ ツ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	128,000	1.71
飯 田 清 子	124,000	1.65

(注) 当社は、自己株式330,900株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	飯 田 裕	艾瑞碧(上海)化粧品有限公司董事長
代表取締役社長兼COO	長 野 庄 吾	株式会社プライムダイレクト代表取締役社長
常務取締役	高 橋 伸 宜	管理統括
取 締 役	熊 澤 敬 二	海外統括 I.K Trading Company Limited Director
取 締 役 (常勤監査等委員)	近 藤 さ き え	
取 締 役 (監査等委員)	高 野 浩	株式会社ファインド・ニューズ代表取締役社長 合同会社PLANTS代表社員
取 締 役 (監査等委員)	櫻 井 由 美 子	櫻井由美子公認会計士事務所所長 株式会社東洋社外監査役 株式会社プロトコーポレーション社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)近藤さきえ氏、高野 浩氏、櫻井由美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)近藤さきえ氏及び櫻井由美子氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)近藤さきえ氏及び櫻井由美子氏は公認会計士の資格を有しております。なお、櫻井由美子氏の戸籍上の氏名は江藤由美子であり、公認会計士業務を櫻井由美子で行っております。
4. 監査等委員会の円滑な運営と監査・監督機能の実効性を高めるため、取締役(監査等委員)近藤さきえ氏を常勤の監査等委員に選定しております。チームマネージャー職以上で構成する重要な会議等に出席するほか、日常的に取締役(監査等委員を除く)及び従業員から業務執行に係る重要情報を収集しております。また、内部監査室及び会計監査人との緊密な連携が図られております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4名 (一名)	81,600千円 (一千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (3名)	17,080千円 (17,080千円)
合計 (うち社外取締役)	7名 (3名)	98,680千円 (17,080千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において、賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年8月24日開催の第35期定時株主総会において賞与を含めた報酬として、各事業年度を対象とする年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度に係る取締役(監査等委員)賞与5,080千円(うち社外取締役に対し5,080千円)。

④ 社外役員に関する事項

- イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）高野 済氏は、株式会社ファインド・ニュースの代表取締役社長及び合同会社P L A N T Sの代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）櫻井由美子氏は、櫻井由美子公認会計士事務所長及び株式会社東祥の社外監査役、株式会社プロトコーポレーションの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (常勤監査等委員) 近藤さきえ	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。また、内部監査等について適宜必要な発言・アドバイスを行っております。
取締役 (監査等委員) 高野 浩	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。これまでの経営者としての経験、見識に基づき多様な視点から取締役会及び監査等委員会において発言・アドバイスを行っております。
取締役 (監査等委員) 櫻井由美子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地及び複数の企業での要職の経験から、財務の安全性・事業の健全性等の発言・アドバイスを行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄 監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
ための体制

- イ 当社は、毎月1回開催の定時取締役会のほか、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員を構成員とする社内役員会を毎週1回開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての審議・決定等を行うことにより監督機能の向上に努める。
- ロ 当社グループは、法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるよう、「企業信頼方針」、「倫理行動規範」を定め、周知徹底を図るほか、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を当社の経営会議であるTOP会議内に設置し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の維持・向上を図る。さらに「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見を図る。
- ハ 当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 「文書管理規程」の定めるところにより、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存する。
- ロ 取締役は必要に応じ、常時これらの文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ 「リスク管理規程」を制定し、各部門にリスク管理の責任者を配置することで部門ごとの自主的なリスク管理を行う。
- ロ 緊急事態発生時は「危機管理マニュアル」に従い、有事の対応を迅速かつ適切に行うとともに防止策を講じる。
- ハ 当社グループは、各社の相互提携のもと当社グループ全体のリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当社グループは、常勤取締役、常勤監査等委員及び執行役員を構成員とする社内役員会を毎週1回開催し、取締役会付議事項に関する予備的検討及び職務執行についての報告・審議・決定等を機動的に行う。

- 全社的経営目標を達成するため、常勤取締役、常勤監査等委員、執行役員、事業部長及び各チームの責任者であるチームマネージャーを構成員とする収益管理会議を毎月1回開催する。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ グループ各社から定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点等を当社取締役会に報告する。
 - ロ 当社の内部監査室において、必要に応じてグループ各社の監査を実施し、関係部署に報告する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項とその社員の取締役からの独立性に関する事項及びその社員に対する指示の実効性確保に関する事項
 - イ 当社は、監査等委員会を補助する社員は配置していませんが、監査等委員から要請を受けた場合には、監査等委員会との協議により配置する。
 - ロ 監査等委員の職務を補助すべき社員の任命等における人事権に係る決定は、監査等委員会の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保する。
 - ハ 監査等委員より業務監査に必要な指示を受けた社員は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び社員等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - イ 取締役は、取締役会、社内役員会等において、その担当する業務の執行状況について報告を行う。
 - ロ 監査等委員は、取締役会、社内役員会、その他重要な会議に出席するほか、業務執行に係る文書を閲覧し、取締役又は社員に説明を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査等委員が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ 取締役及び社員は当社の業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項について、監査等委員に速やかに報告する。また、監査等委員は必要に応じて取締役及び社員に対し報告を求めることができる。
ロ 監査等委員及び監査等委員会は代表取締役社長、内部監査室、監査法人とそれぞれ定期的又は必要に応じて意見交換を行う。
- ⑩ 監査等委員へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役及び社員に対し、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況)

- ① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
定時取締役会のほか、毎週1回社内役員会を開催し、職務執行についての確認をしております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録は開催ごとに作成され、管理チームにて保存されております。また、稟議書についても同様であります。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」及び「危機管理マニュアル」を基礎として、その重要性に応じてリスク対応しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会のほか、毎週1回開催の社内役員会及び管理会計に基づく収益管理会議を毎月1回開催し、意思決定の迅速化及び課題に対する対策を立案・実行しております。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社取締役会において、連結子会社の代表取締役から現況及び課題・対策について報告を受けております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項とその社員の取締役からの独立性に関する事項及びその社員に対する指示の実効性確保に関する事項
専任の監査等委員会スタッフを置いていませんが、内部監査室と適切に連携をとっております。
- ⑦ 取締役及び社員等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
監査等委員は重要な社内會議に参加し、取締役又は社員から意見・報告を求めており、内部監査室と連携し各部門からの意見・報告を入手しております。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務執行について生ずる費用はその都度、精算処理しております。
- ⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員及び監査等委員会は定期的に代表取締役会長及び代表取締役社長、内部監査室、監査法人とそれぞれ情報・意見交換を行い、情報の共有化が図られております。
- ⑩ 監査等委員へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び社員が監査等委員へ報告したことにより、不利な取扱いを受けないことを周知しております。

貸借対照表

(2019年5月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,642,669	流动負債	2,800,514
現金及び預金	146,777	買掛金	1,074,620
受取手形	4,981	短期借入金	600,000
売掛金	2,459,293	1年内返済予定の長期借入金	518,442
有価証券	131,602	未払金	371,080
商品及び製品	1,512,052	未払費用	58,188
原材料及び貯蔵品	9,507	未払法人税等	103,165
前渡金	3,660	賞与引当金	36,938
前払費用	46,361	返品調整引当金	10,290
短期貸付金	303,774	その他の	27,787
その他の	31,366	固定負債	968,877
貸倒引当金	△6,708	長期借入金	715,971
固定資産	1,556,765	退職給付引当金	109,745
有形固定資産	203,847	役員退職慰労引当金	142,700
建物	92,153	その他の	459
土地	80,216		
その他の	31,477		
無形固定資産	84,326		
ソフトウエア	83,117		
その他の	1,209		
投資その他の資産	1,268,591		
投資有価証券	58,756		
関係会社株式	170,862		
長期貸付金	1,039,110		
繰延税金資産	56,263		
その他の	149,684		
貸倒引当金	△206,085		
資産合計	6,199,435		
		負債及び純資産合計	6,199,435

損 益 計 算 書

(2018年6月1日から)
(2019年5月31日まで)

(単位: 千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,252,985
売 上 原 価	8,678,044
売 上 総 利 益	4,574,940
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,150,340
當 業 利 益	424,600
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	9,508
受 取 手 数 料	30,297
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,072
そ の 他	7,140
當 業 外 費 用	48,018
支 払 利 息	6,293
經 常 利 益	466,325
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	854
投 資 有 債 証 券 評 價 損	3,371
関 係 会 社 株 式 評 價 損	30,036
稅 引 前 当 期 純 利 益	34,261
法 人 稅 、 住 民 稅 及 び 事 業 稅	432,063
法 人 稅 等 調 整 額	155,766
当 期 純 利 益	△6,411
	149,354
	282,709

株主資本等変動計算書

(2018年6月1日から)
(2019年5月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年6月1日期首残高	401,749	324,449	79,639	404,089	9,500	400,000	1,041,019	1,450,519
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△74,771	△74,771
当期純利益							282,709	282,709
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	207,938	207,938
2019年5月31日期末残高	401,749	324,449	79,639	404,089	9,500	400,000	1,248,958	1,658,458

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2018年6月1日期首残高	△36,233	2,220,124	704	704	2,220,829
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△74,771			△74,771
当期純利益		282,709			282,709
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			1,276	1,276	1,276
事業年度中の変動額合計	—	207,938	1,276	1,276	209,215
2019年5月31日期末残高	△36,233	2,428,063	1,980	1,980	2,430,044

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品及び製品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
・原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～47年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

③ 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績を基準として算出した見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「車両運搬具」及び「工具、器具及び備品」並びに「リース資産」(当事業年度は「車両運搬具」0千円、「工具、器具及び備品」30,606千円、「リース資産」424千円)については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	66,351千円
土地	80,097千円
計	146,449千円

② 担保に係る債務

短期借入金	300,000千円
一年以内返済予定長期借入金	163,800千円
長期借入金	186,010千円
計	649,810千円

上記①の資産に銀行取引に係る根抵当権（極度額200,000千円）が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

(3) 受取手形裏書譲渡高

(4) 保証債務

以下の子会社におきまして、仕入債務の求償権の履行に対して債務保証と、仕入先からの仕入債務に対して連帯保証を行っております。

（仕入債務に対して負担する求償債務）

株式会社プライムダイレクト（極度額）

（仕入債務に対する連帯保証）

株式会社ネイビーズ

計

11,012千円

66,012千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

② 長期金銭債権

③ 短期金銭債務

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高

(2) 仕入高

(3) 販売費及び一般管理費

(4) 営業取引以外の取引高の総額

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	330,900株	－株	－株	330,900株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	11,266千円
未払事業税	3,976千円
返品調整引当金	3,138千円
退職給付引当金	35,761千円
役員退職慰労引当金	43,663千円
関係会社株式評価損	35,708千円
貸倒引当金	64,901千円
その他	7,221千円
繰延税金資産小計	205,638千円
評価性引当額	△148,385千円
繰延税金資産合計	57,253千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△869千円
その他	△120千円
繰延税金負債合計	△989千円
繰延税金資産の純額	56,263千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの

当該差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割	0.3%
評価性引当額の増減	2.8%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5%

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株フードコスメ	所有直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 資金の回収 利息の受取 (注1)	70,000 60,204 2,624	短期貸付金 長期貸付金 — —	74,196 204,096 — —
子会社	アルファコム㈱	所有直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注1) 資金の回収 利息の受取 (注1)	220,000 221,824 1,688	短期貸付金 長期貸付金 (注4) — —	7,000 212,000 — —
子会社	株プライムダイレクト	所有直接 100.0%	資金の援助 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 資金の回収 利息の受取 (注1) 債務保証 (注2)	502,000 119,316 1,661 55,000	短期貸付金 長期貸付金 — — — —	197,019 443,252 — — — —
子会社	株ネイビーズ	所有直接 100.0%	資金の援助 債務保証	資金の貸付 (注1) 資金の回収 利息の受取 (注1) 連帶保証 (注3)	112,000 98,668 628 11,012	短期貸付金 長期貸付金 — — — —	7,200 104,800 — — — —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済期間は3~8年としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 仕入債務の求償権（極度額）55,000千円に対し債務保証を行っております。

(注3) 仕入先からの仕入債務に対して連帶保証を行っております。

(注4) 当事業年度において、アルファコム㈱に対する貸付金等の期末残高に対して194,878千円の貸倒引当金及び1,108千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 325円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 37円81銭 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年7月5日

株式会社アイケイ

取締役会 御中

栄 監査法人

代 表 社 員 公認会計士 横 井 陽 子 ㊞
業務執行社員
代 表 社 員 公認会計士 市 原 耕 平 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイケイの2018年6月1日から2019年5月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月8日

株式会社アイケイ 監査等委員会

常勤監査等委員 近藤さきえ 印
監査等委員 高野済 印
監査等委員 櫻井由美子 印

(注) 監査等委員近藤さきえ、高野済及び櫻井由美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上